

## 株式会社紅乙女酒造に対する再生支援の完了について

2014年2月28日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、再生支援対象事業者である株式会社紅乙女酒造について、2013年3月21日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年5月23日に法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

機構は、再生支援決定以後、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整、債権の買取り並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者への事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2014年1月31日に地域経済活性化支援委員会において機構が保有する債権の処分を決定し、同日付けで債権全額の弁済を受領しました。

今般、実務面の引継業務が全て終了したことにより、本日付で再生支援対象事業者に対する再生支援決定に係る全ての業務を完了しました。

### ※ 公表する理由

なお、本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で公表を行うこととしました。

以上